

## 令和7年度農地等の利用の最適化の推進 に関する意見書

本県農業は、農業従事者の高齢化と後継者不足という深刻な課題に直面しており、基幹的農業従事者の平均年齢は67歳を超えています。それに伴い遊休農地が発生し、地域の農業生産基盤の弱体化が強く懸念されています。

また、気候変動がもたらす自然災害は、作物の品質や収量に深刻な影響を及ぼしています。あわせて、病害虫の発生地域も拡大しており、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

国においては、市町村による地域計画の策定を通じて、担い手への農地の集積・集約化による農業構造の改善を進めています。本県においても、令和7年3月までに260の地域計画が策定されました。

農業委員会は、地域計画の実現に向けて、担い手への農地の集積・集約化の促進、新規就農者の支援、遊休農地の解消等の取り組みを通じ、地域農業の振興に努めています。

こうした情勢のなか、農業委員会からの意見等を踏まえ、「令和7年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見」を取りまとめましたので、農業委員会ネットワーク機構として、農業委員会等に関する法律第53条に基づき提出いたします。

令和7年7月22日

群馬県知事  
山本 一 太 様

農業委員会ネットワーク機構  
一般社団法人群馬県農業会議  
会 長 今 井 隆

# 1. 農地の有効利用と保全について

## (1) 地域計画の実現に向けた支援について

### ① 市町村等への支援について

県内において、将来的な農地利用の方針を定めた「地域計画」が260地域で策定されました。今後、市町村は農業委員会等の関係機関と連携し、担い手への農地の集積・集約を進めることで、地域計画の実現を図ることが求められます。その過程では、地域の実情を踏まえた柔軟かつ継続的な計画の見直しが求められます。

また、地域計画の策定過程において、農地の受け手となる担い手の不足や遊休農地の発生、不在村の農地所有者の存在など、地域農業の維持に影響を及ぼす課題が顕在化しました。こうした課題に対応し、計画の実効性を高めるため、県におかれては今後も市町村の主体的な取り組みを継続的に支援いただきたい。

### ② 担い手不足地域における農地のマッチングについて

地域計画内において、担い手が不足している地域では、市町村内に限らず、市町村・県域を越えた農地の借り入れ希望農業者と、地域内農地のマッチングを積極的に進めるとともに、新規就農者や農業参入法人への貸し出しを促進するなど、実効的な利活用の推進を図っていただきたい。

### ③ 農地転用に係る事務負担軽減について

地域計画内の農地を転用する場合には、原則として事前に計画の変更手続きが必要とされるが、現場の事務負担の軽減と効率的な運用の観点から、市町村や関係機関が地域計画の達成に支障がないと判断する場合には、変更手続きを簡素化できるよう、国に対して制度の見直しを働きかけいただきたい。

## (2) 農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化について

農地権利移動の大部分を占めていた、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定は、令和6年度をもって終了しました。今後、期間満了を迎える利用権は、農地中間管理機構による「農用地利用集積等促進計画」に基づいて更新されることとなります。

令和6年度からは、一部の利用権について既に「農用地利用集積等促進計画」への移行が始まっておりますが、利用権の設定期間や小作料の支払い方法などの要因により、更新手続きが円滑に行われず、農地中間

管理機構による貸借に適切に移行できていない事例も確認されています。

このため農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約が着実に進むよう、必要な体制を整備するとともに、こうした課題に迅速かつ的確に対応していただきたい。

さらに、農地の出し手の多くが高齢者であることを踏まえ、書類作成や申請手続きに関する事務負担の軽減を図るとともに、関係機関との連携を一層強化し、利用権更新等の手続きがスムーズかつ確実に進行するよう取り組んでいただきたい。

### **(3) 農地の適正利用及び遊休農地解消と発生防止について**

県内には現在、約 9,000 ヘクタールの遊休農地が存在しており、担い手の不足や農業従事者の高齢化の進行により、依然として深刻な状況が続いています。こうした状況を踏まえ、相続土地国庫帰属制度や相続登記の義務化といった新たな制度について、農地所有者をはじめとする広範な関係者に対し丁寧な周知を図り、遊休農地発生防止に向けた取り組みを強化していただきたい。

また、既に発生している遊休農地、特にこれらの制度施行以前から長期にわたり利用されていない農地に対しても、法的義務を伴う実効性の高い措置の制度化について、国に対して働きかけいただきたい。

### **(4) 営農型太陽光発電ガイドラインと、その運用について**

営農型太陽光発電の取組は、荒廃農地の発生防止・解消や農業者の所得向上に寄与する一方で、営農よりも売電を主目的とした取組が散見されるなど、営農の適切な継続が確保されない事例も見受けられます。こうした状況を踏まえ、農業生産と売電の両立という本来あるべき姿を実現するため、具体的な考え方や取扱いを示すガイドラインが、昨年 4 月に制定されました。

しかしながら、農村の現場では、一部の売電事業においてガイドラインの趣旨に即した適切な運用がなされておらず、その実効性に課題が残されています。このため、農業委員会が現場で円滑に対応・運用を行えるよう、地域の実情を踏まえたきめ細やかな助言や支援を講じていただきたい。

## 2. 担い手の育成確保について

### (1) 若者の転職意識と農業への関心を高める取り組みについて

近年、若年層の間では職業選択に対する意識が柔軟になり、自身の価値観やライフスタイルに適した職場を選ぶ傾向が強まっています。こうした世代に農業を転職先の選択肢として認識してもらうためには、教育現場における農業体験の充実に加え、一般向けの体験機会の拡充を図っていただきたい。

また、働きながらでも農業に触れ、興味を持ち学べる「学び直し」の環境整備も重要です。インターネット等を活用し、未経験者や異業種からの転職希望者が農業にスムーズに参入できるような仕組みづくりについても、併せて検討をいただきたい。

### (2) 新規就農者の受入から就農後までの支援体制整備について

農業従事者の減少や高齢化により、農業分野では深刻な労働力不足が進行しています。この課題を解決するためには、異業種から新規就農者を積極的に受け入れる体制の整備が不可欠です。特に市町村等の地域段階では、就農前の相談・体験から、就農後の定着支援までを一貫して担う受け入れ組織が重要な役割を果たしています。

しかし現在、県内においてこうした受け入れ組織の整備が進んでいる地域は限られており、本県のように平野部と中山間地域で農業を取り巻く環境が大きく異なり、様々な品目の農産物等が生産されていることから、地域特性や品目に応じた専門的な知識と技術の習得が必要とされています。

そこで、未整備の市町村や地域への働きかけを強化し、全県的に受け入れ組織の横展開を図っていただきたい。

### (3) 次世代農業者支援のための受給要件の見直しについて

近年の物価上昇や最低賃金の引き上げなど、就農を取り巻く経済環境は変化しており、新規就農者等にとって、農業経営開始時の経済的負担が一層重くなっております。

こうした状況を踏まえ、次世代を担う農業者への国庫事業による支援策については、より多くの意欲ある就農希望者が支援を受けられるよう、現行の所得制限や年齢制限といった受給要件の見直しを行うよう、国に対して働きかけいただきたい。

併せて、雇用就農資金の受給要件についても、年齢制限の緩和や、正規雇用に限定せずパートタイムや柔軟な雇用形態に対応できるよう、制度の適用範囲の拡充を検討し、より実態に即した支援が行えるよう国に働きかけいただきたい。

#### **(5) 酪農ヘルパー人材確保について**

酪農・畜産農家の負担軽減を図るため、酪農ヘルパー制度の維持に係る経費への支援の継続を国等へ働きかけるとともに、生産者の高齢化による人員不足が懸念されることから、さらなる酪農ヘルパーの確保を目指し、関係機関と連携した対策の検討を進めていただきたい。

さらに、酪農ヘルパーの人材確保に向けては、労働環境の改善が不可欠です。こうした改善は、人材不足の解消に向けた重要な対策となることから、その意義について農業経営者等に対し十分な周知を図り、理解の醸成に努める取り組みも、併せて進めていただきたい。

#### **(6) 新規就農者確保と給付型奨学金について**

近年、農業従事者の減少傾向を受けて、将来的には遊休農地の増加が懸念され、特に中山間地域では深刻な課題となる恐れがあります。

このような状況を踏まえ、新規就農者の参入促進と地域における農地の最適な利用を、より効率的かつ効果的に推進するため、将来への投資として、土地利用型農業に従事することを前提に、県内外の農業大学等で学ぶ学生に対し、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく制度とは別に、卒業後に一定期間農業に従事した場合に返還が免除される貸与型奨学金、または返還不要の給付型奨学金制度の創設を、国に対して働きかけいただきたい。

### **3. その他**

#### **(1) 野生鳥獣の生息域拡大と、その影響について**

近年、野生鳥獣の生息域拡大が進み、農作物への被害や生態系への影響が深刻化しています。特にニホンジカやイノシシの個体数の増加により、農業被害が拡大し、加えて豚熱の感染拡大も懸念されます。

これらの課題の一因として、森林や河川、周辺の農地等の管理不足であることが挙げられます。こうした管理の行き届かない状況が生息環境の変化を招き、被害拡大に影響を及ぼしていると考えられます。

そこで、関係機関と連携し、野生鳥獣の個体数管理の強化や、生息環境の適正管理等に、より一層取り組んでいただきたい。

## **(2)農村地域における女性の社会参画促進について**

地域における女性の社会参画の割合は依然として低く、農村社会においては、その促進に向けた環境整備が求められています。しかし、女性が地域のリーダーとして活躍するためには、地域社会の理解と支援の醸成が不可欠です。

このため、農業における女性の役割をさらに高めるため、女性向けの農業研修等の充実を図り、農業経営等への積極的な参画を促進するとともに、農村地域における女性の活躍がもたらす効果などの周知を強化し、地域の意識醸成を図ることにより、女性の社会参画の機会拡大を図っていただきたい。

## **(3)中山間地域におけるこんにゃく芋の生産の対応について**

本県の中山間地域では、土地利用型作物として、こんにゃく芋が生産されており、全国シェアの9割以上を占めています。しかし、近年、こんにゃく芋は、需要と供給のバランスの変化により在庫が増し、販売価格は低下しています。さらに、生産コストの上昇が農業経営に大きな影響を及ぼしており、持続可能な生産体制の確立が求められます。

これら生産環境の変化に対応するために、環境に配慮した低コスト栽培技術の導入・普及に向けた支援や、こんにゃくの健康価値（低カロリー、食物繊維が豊富など）を広く消費者に周知するとともに、機能性食品市場への展開支援など、こんにゃくの消費拡大に、これまで以上に取り組んでいただきたい。

## **(4)米政策について**

米は日本人の主食であり、消費者の手元に安定的に供給されることが重要です。しかしながら、今回、米の需要と供給のバランスが崩れたことにより米価が高騰し、消費者がこれまでと同様に米を購入できない状況が生じています。

一方で、米生産に不可欠な肥料や燃料等の資材の価格高騰が農業経営に深刻な影響を及ぼしています。

このままでは生産者の経営が不安定となり、さらなる供給不足を招く恐れがあります。また、主食である米の価格上昇は、消費者の購買意欲

の低下を招き、「米離れ」により米価の大幅な下落等につながる可能性が懸念されています。

そこで、生産者にとって安定した収益が確保されるとともに、消費者が適正な価格で米を入手できる仕組みの構築に向けて、国に対し強く働きかけていただきたい。